

令和 7 年 8 月 7 日  
危機管理部危機対策課

**令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる  
災害救助法の適用について**

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法の適用を決定しました。

記

1 災害救助法の適用について

(1) 災害救助法適用市町村

金沢市

(2) 法適用日

8 月 7 日

(3) 被害の状況等

大雨による災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4) 備考

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

(お問合せ先)  
石川県危機管理部危機対策課  
電話：076 - 225 - 1480  
内線：4280